

和歌山工業高等専門学校に関する基本方針

制 定 令和7年4月1日

(基本理念)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、地球環境問題が現在における最重要課題の一つであると考え、地球環境保全への貢献のためには教育・研究を積極的に展開していくことが重要であり、地域環境との共生を柱とした環境との調和と環境負荷の低減に努めることを基本理念（以下、「環境理念」という。）とする。

(基本方針)

第2条 本校の環境に関する基本方針（以下、「環境方針」という。）を、次の各号に掲げる。

- 一 すべての活動によって発生する、地球環境に対する負荷の低減と汚染の予防に努める。
- 二 地域社会との連携による環境保全活動に積極的に参画するとともに、環境保全技術に関する教育・研究の実践を進める。
- 三 すべての活動に関わる環境関連法規、条例、協定及び自主規制の要求事項を遵守する。
- 四 この環境方針を達成するため、環境目的及び目標を設定し、教職員及び学生が協力してこれらの達成に努める。

(環境マネジメントのシステム構築)

第3条 環境方針に基づき、環境目的及び目標の定期的な見直しと継続的な改善が実施されることを確実にするため、環境マネジメント組織を確立する。

- 2 前項に基づく委員会については、別に定める。

(公表)

第4条 環境理念及び環境方針は、本校の全教職員及び全学生に周知するとともに、本校ホームページ等を用いて公表することとする。

附 則

この基本方針は令和7年4月1日から施行する。

和歌山工業高等専門学校の環境方針（平成19年3月7日制定）は廃止する。